

第4回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年7月21日(木)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務職員 4名
 - 菊池事務局長
 - 在原副参事
 - 高品副主査
 - 石井副主査

◎開 会

平成28年7月21日午後3時00分 開会

○議長（地引正和君） では、ただいまより第4回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名全員出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

10番、露崎春雄委員、11番、山口武夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1から議案第1号の3については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1から整理番号3については、関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

それでは、議案の1ページから2ページをごらんください。本件は、7月4日付で申請がありました。内容は、法人化による新規就農に伴う賃貸借権の設定に関するものです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、神納字日ノ宮の3筆及び飯富字ウツギクネの2筆に飯富字西浜海道の1筆となります。

権利の種類は賃貸借権の設定で、貸借期間は〇〇〇〇さんが5年、〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さんが10年となります。

申請人の株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇さんにつきましては、住民登録は〇〇〇にありますが、現在袖ヶ浦市〇〇に居住しております。農地所有適格法人化し、農業経営の安定を図りたいとのことです。

総会資料13ページから19ページに農業経営実施計画書を添付しております。そちらをごらんください。農業経営につきましては、千葉県の君津農業事務所改良普及課にて指導を受けながら作成したものとのことです。

本件は、法人化による新規就農であることから、運営委員会案件であり、運営委員会においては就農意欲、営農能力、収支計画等について審査していただいております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、経営耕地はありません。

農機具等については、トラクター、管理機、動力噴霧機などを所有し、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で511日従事する計画となっており、基準の150日以上従事する要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、3人の譲り渡し人からの賃貸借権設定の許可が得られると全体で60.1アールとなり、50アール要件を満たします。

地域との調和要件につきましては、地域の周辺作物に配慮した農薬散布や雑草処理に努め、農作業の作業効率につながる農地の利用調整に協力し、集落の農地管理等の行事にも参加するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりました。本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

それから、一番初めに言うておきますけれども、これから発言する場合には立って自分の番号と名前を言うてから発言するようにしていただきたいと思います。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。それでは、ご報告させていただきます。

議案第1号整理番号1号から3号につきましては、法人の設立による新規就農に関する案件であります。権利の種類は賃貸借権の設定で、7月15日に運営委員会を開催いたしまして、現地調査及び関係者からの状況の確認と審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地調査については、午後3時15分から運営委員7名と担当地区農業委員及び事務局において譲り受け人立ち会いのもと、申請地である畑を確認いたしました。現地は、農作物が植えられ、耕作されておりました。一部作物が植えられていない畑がありましたが、耕されており、管理されておりました。

その後、午後4時10分から市役所会議室において審査会を開き、審議をいたしました。

審査会では、事務局から申請概要の説明を受け、譲り受け人から就農に対する考えを伺った後、各運営委員からの質疑にお答えをいただきました。今回譲り受け人は農地法第3条による賃貸借権を設定し、3名の方から農地を借り受け、農地所有適格法人として新たに営農したいということでありますので、法人の営農意欲、営農能力、収支計画及び資金計画等に留意し、審査をいたしました。

委員からの主な質問に対する回答については次のとおりです。まず、雇用の内容についての質問に対し、申請人からは一般の方と障害者の方を合わせて10人ほどを雇用しているとの回答がありました。

また、耕作に利用する機械をどこに置いているのか、作業場はあるのかという質問については、トラクターは畑にシートをかぶせて置かせてもらっている、作業場は自宅にあり、その中に農業用機械等もしまっているとの回答がありました。

次に、農業経営実施計画書の中で、市場への販売価格単価が高いのではないかとの意見があり、申請人の代理人からは現在千葉県が公表している野菜経営収支試算表に記載されている単価で計算し

ているとの回答がありましたが、市場の価格も確認するとのことでした。

次に、法人を立ち上げるには申請人は高齢であるが、後継者はいるのかという意見があり、申請人からは娘が2人いるが、後継者には考えていない、農業に熱意のある農場長に任せようと思っ
ているとの回答がありました。

その他の質問に対しても適切な回答がなされ、営農意欲もあると認められることから、採決の結果、議案第1号整理番号1号から3号につきましては、運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号の1から議案第1号の3について採決をいたします。

採決につきましては、1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明申し上げます。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年7月5日付で提出がありました。本件は、〇〇〇在住の方が申請地を〇〇〇在住の方から、自宅から近く、耕作上便利であることから、売買により取得したいとする案件であります。譲り渡し人は、〇〇〇在住で、高齢となり、自宅から離れている申請地の耕作、管理が困難なことから、売買したいとのことです。譲り受け人は、申請地が自宅から近く、耕作上便利であることから、申し出に応じるとのことです。

総会資料20ページをごらんください。ここで1つ訂正がございます。丸で囲みました申請地の左側に「自宅」と書いて丸で囲ったところがありますが、実際には申請地すぐ左の「〇〇〇〇〇〇〇〇」と書いてあるところが自宅とのことでしたので、訂正をお願いいたします。

それでは、総会資料の説明に戻ります。場所は、野田字向屋敷です。現地を確認したところ、現地は今まで桜の木や竹が生えており、畑として耕作するために木を切り、抜根したところでした。今後は耕作ができるように土壌改良をする予定とのことです。

総会資料21ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや耕運機などを所有し、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で860日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が102アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと野田の農業者であり、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 1番の保坂です。7月の10日午後1時に申請人の〇〇さんの立ち会いのもと、現場確認をしました。現地は、竹がひどいということで、取り除いてあり、特に問題はありませんでした。これから整地して耕すとのことでした。それで、この場所は議案資料のとおり県道長浦上総線より〇〇〇〇方面に100メートル入った場所の畑でございます。農機具や耕作面積につきましては、事務局が言われたとおりでございます。また、私が見る限りでは、特に問題はないと思いますので、皆さんの審議をお願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインを所有しており、もみすり乾燥機等は近隣の方に作業委託しているとのこと。このことから、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が146アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、既に申請地の隣接地で耕作をしており、地域の水利調整などに協力し、取り決め等も守るとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、有原敏雄委員。

○7番（有原敏雄君） 7番、有原です。7月9日の午後3時に譲り受け人の〇〇さんの立ち会いのもと、現場確認いたしました。現場は耕作されており、きれいな状態で、特に問題はありませんでした。それで、この場所は議案資料のとおり〇〇〇〇〇〇から東に300メートルくらいの場所にある田んぼです。農機具や耕作面積については、事務局が言われたとおりです。それから、耕作していない土地はないとのこと。私が見る限りでは、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 次に、住所地担当地区委員として意見を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。今有原委員のほうから説明ございましたとおりなのですが、一番書類見てネックになるのが高齢であるということだと思いますけれども、事務局の説明にはなかったのですが、せがれさんがおまして、その方は56歳で、一緒には住んでいないのですが、袖ヶ浦市内に住んでいる方でございます。秋の忙しい時期には今も手伝いに来て、両親と一緒に稲刈り等やっているようです。それで、56歳ですので、間もなく定年を迎えるということで、定年後は自分が帰ってきて水田のほうも耕作するということですので、一応後継者として考えてよいかと思います。ですから、この議案は私としては問題ないかなというふうに考えます。皆様の審議をお願いたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成28年6月30日に申請書の提出がなされております。

総会資料24ページの位置図をごらんください。申請地は、平成通り久保田交差点の東側、〇〇〇〇〇〇の西側約200メートルに位置し、周辺が住宅や山林、久保田川により分断され、長浦駅前の市街化区域に隣接した小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画については総会資料25ページのとおりであり、排水については、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後市道側溝へ放流し、雨水についても汚水と同様に市道側溝に放流する計画となっております。

総会資料26ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、中川喜一郎委員。

○12番（中川喜一郎君） 12番、中川です。説明いたします。

議案2号の1について、〇〇〇〇氏より申請のあった農地転用の件について、7月11日13時10分より現地にて〇〇〇〇、工事計画担当者の〇〇〇氏と、あと土地所有者、〇〇氏立ち会いのもと、現場を確認いたしました。現場は、今在原さんが言われたように〇〇〇〇〇〇のすぐ先の信号を右行って200メートルぐらいのところ、親はすぐ近くに住んでいるわけですが、道路より若干入った畑が耕作されています。面積は360平方メートル、約110坪ぐらい、〇〇〇〇夫妻は30歳半ばでございますが、現在は長浦駅近くのアパートに夫婦とお子さん2人で生活しています。子供の成長とともに手狭になってまいりましたので、親より土地を譲り受けてこの地に家を建てたいとのことです。皆さん、よろしくご審議ください。よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号整理番号の2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、申請地東側にて市が施行する奈良輪第一雨水幹線（高須川）の整備工事に伴い、工事箇所と交差する市道奈良輪高須新田線を通行どめとすることから、申請地に迂回用の仮設道路を設置するため、工事期間中申請地を一時転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成28年7月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料27ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北西側約500メートル、海側区画整理区域の北側に隣接しており、住宅と農地が混在する小集団の生産性の低い第2種農地と

判断されます。

今回の申請内容では、他からの土砂等の搬入は行わず、現状のまま申請地内の中央部分をアスファルト舗装の道路、両脇を砂利敷きで整備し、間もなく供用開始となる区画整理区域内の市道に接続させ、そこから市道今井坂戸線へアクセスさせるとのことです。

雨水排水については、道路勾配により両脇の砂利敷き部分へ流下させ、自然浸透により対応いたします。

なお、転用の期間といたしまして平成29年5月31日までを予定しており、工事完了後はアスファルトと砂利を撤去して、畑に復元して地権者に返す計画となっております。

工事期間中の申請地の具体的な利用については、総会資料28ページに土地利用計画図を添付しております。また、現況の写真を総会資料29ページに添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第2号の2については私の担当地区案件となりますので、この場より私が報告させていただきます。

7月13日の午前9時半より袖ヶ浦市の下水道対策課の職員並びに下水道対策課長、〇〇さんと3人で現地を確認いたしました。ただいま事務局より報告のとおり、現地は地目は田んぼになっているのですが、現状ではもう完全に土砂で埋まっておりまして、今の説明のとおりでございます。それで、たまたまその土地所有者は〇〇〇の〇〇〇の〇〇ということでございまして、意見を聞くよりも今言われましたように下水道工事のための迂回路ということでございますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成28年度第4次農用地利用集積計画（案）承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成28年度第4次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画書（案）の6ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が5件で、合計で138.35アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されておりますので、概略を説明させていただきます。

○○○○さんですが、申請面積は50.00アールで新規設定です。

○○○○さんですが、申請面積は9.02アールで更新です。

○○○○○○○○○○さんですが、申請面積は20.64アールで更新です。

○○○○さんですが、2件の申請があり、合計申請面積は58.69アールで更新です。

説明は以上でございます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案4ページから5ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年6月1日から平成28年6月30日までで7件です。

報告は以上です。

○議長（地引正和君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

どうぞ、石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。私からは、8月下旬から農地利用最適化推進委員さんと実施を予定しております農地利用状況調査についてお知らせいたします。

農地利用状況調査とは、農地法第30条第1項に規定されており、毎年1回実施することとされております農業委員会の義務的業務であり、農地パトロールとも言われるもので、市内の全ての農地について利用の確認、遊休農地の実態把握と発生の防止及び解消並びに違反転用の発生防止と早期発見を目的とした調査です。調査の期間は、8月下旬から1カ月程度を予定しております。

調査員は、推進委員さんが1名、農業委員会事務局職員が1名となっており、それに荒廃農地調査を担当する農林振興課職員1名を加えた3名で予定しており、推進委員さんの各担当地区ごとに1日または半日の範囲で調査する予定です。

調査の方法は、公用車で移動し、目視で農地を確認し、大きく5つの分類に区分します。分類は、耕作地、自己保全管理地などの不作付地、遊休農地、非農地、転用農地です。遊休農地は、大型機械を用いることで農地として復元可能な状態であるものに対し、非農地は山林化しているなど、容易に農地として復元することができない状態のものを指します。

調査の結果は、遊休農地や遊休化のおそれがある農地の所有者等に対し行う利用意向調査に活用されます。

以上、農地利用状況調査についてお知らせいたします。何かご質問ございましたら……

○議長（地引正和君） ええ、何かご質問があれば。

どうぞ。

○12番（中川喜一郎君） その件は、また日程等皆さんにいつかという。

○議長（地引正和君） 今度推進委員だけになったから、農業委員は関係ない。

○12番（中川喜一郎君） それにしても、だから我々違ってもいついつやりますということで協力してもらわないとならない。

○事務局（石井和樹君） そうですね。ことしからは推進委員さんがメインにはなるのですけれども、日程が決まり次第、ではお知らせするということでさせていただきます。

○12番（中川喜一郎君） 我々は、ではいいのだ。

○事務局（石井和樹君） ええ、メインは推進委員さんになります。

○12番（中川喜一郎君） それはよかったね。

○議長（地引正和君） ほかに何かございますか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第4回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時40分 閉会